

中央区広報掲示板設置等補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに、市・区行政の広報活動に役立てるため、区内の住民自治組織が行う掲示板の設置等に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(住民自治組織)

第2条 この要綱に基づき広報掲示板の設置等補助金を受けることができる住民自治組織とは、区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会、婦人会等の団体をいう。ただし、特定目的のために結成された住民運動団体等を除く。

(補助基準)

第3条 補助金の交付の対象となる広報掲示板は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 住民自治組織が地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するために掲示板を設置すること
- (2) 住民自治組織が掲示板の設置場所を確保すること
- (3) 住民自治組織が管理責任者を定めて、掲示板を良好に維持管理すること
- (4) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等を優先的に掲示すること
- (5) 特定の政治活動、宗教活動、営利活動のためのポスター、ちらし等をしないこと

2 住民自治組織に対する広報掲示板の設置補助枚数は、原則として加入世帯40世帯につき1枚とする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、広報掲示板の新設、取替え及び修繕に要する経費の2/3とする。ただし、1枚当たりの補助金の最高限度額は2万円とし、補助の総枚数は予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請)

第5条 住民自治組織が補助金の交付を受けようとするときは、当該住民自治組織の代表者は広報掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、区長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに補助金交付の決定を行い、広報掲示板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を当該住民組織の代表者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際し、補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を

付することができる。

(設置報告)

第7条 補助金の交付を受けた住民自治組織の代表者は、当該広報掲示板の設置等完了後、すみやかに広報掲示板設置完了報告書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の広報掲示板設置完了報告書に基づき補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助の取消及び返還)

第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた住民自治組織が次の各号の一つに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、または、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金交付の決定を受け、または、補助金の交付を受けたとき
- (2) 第3条第1項に定める要件を欠くにいたったとき、その他にこの要綱の規定に違反したとき

(施行細目)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。